工事請負契約書第19条の２に基づくＶＥ提案について

工事請負契約書19条の２に基づくＶＥ提案については、以下による。

１　ＶＥ提案の定義

「ＶＥ提案」とは、工事請負契約書第19条の２の規定に基づく、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料及び施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

２　ＶＥ提案に求める範囲

(１)　ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等の変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないもの※とする。

※　当該工事においては、総合評価方式の評価項目「施工計画」のうち「生産性向上に資する取組」において機構が評価する提案の履行による契約工期の変更に係る提案をいう。

(２)　以下の提案は、ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

イ　施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更等を伴う提案

ロ　工事請負契約第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

ハ　提案の実施にあたり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

３　ＶＥ提案書の提出

(１)　受注者は、前項のＶＥ提案を行う場合には、次に掲げる事項をＶＥ提案書に記載し、発注者に提出しなければならない。なお、ＶＥ提案がない場合においても、その旨（検討項目を明記）を報告するものとする。（**別　紙**参照）

イ　設計図書に定める内容とＶＥ提案の内容の対比及び提案理由

ロ　ＶＥ提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工条件等を含む。）

ハ　ＶＥ提案が採用された場合の請負代金額の概算低減額及び算出根拠

ニ　発注者が別途発注する関連工事との関係

ホ　工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

ヘ　その他ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項

(２)　発注者は、提出されたＶＥ提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

(３)　受注者は、前項のＶＥ提案を契約の締結日より、契約工期末日又は内工期末日から起算して35日前までに、ＶＥ提案書を、発注者に提出できるものとする。なお、提案の回数は１回を原則とする

(４)　ＶＥ提案の提出費用は、受注者の負担とする。

４　提案の審査

提出されたＶＥ提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、ＶＥ提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

※　契約工期の変更について機構内部又は関係者との協議が整わない場合は提案を受け付けられないことがあるので、内工期（指定部分）の設定を行う等の代替案についても検討を行い、予め機構担当者と協議すること。この場合、内工期（指定部分）以外の部分は保全措置期間となるので予め了承のこと。

※　同一工区内における別契約工事等の履行に支障となる提案は、関係者との調整結果等により受け付けられない場合がある。

５　提案の採否の通知

ＶＥ提案の採否については、原則として、ＶＥ提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、ＶＥ提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

６　ＶＥ提案を採用した場合の設計変更等

(１)　ＶＥ提案を採用した場合において、必要があるときは、設計図書の変更を行うものとする。

(２)　前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、必要があるときは請負代金額を変更するものとする。

(３)　前項の変更を行う場合においては、ＶＥ提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の５に相当する金額（以下「ＶＥ管理費」という。）を削減しないものとする。

(４)　ＶＥ提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、ＶＥ管理費については、原則として、変更しないものとする。

７　提案内容の活用と保護

ＶＥ提案については、提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、ほかの工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

８　責任の所在

発注者がＶＥ提案を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

以　上

**別　紙**

ＶＥ提案書

独立行政法人都市再生機構　〇〇本部等

本部長等　〇〇　〇〇　殿

受注者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

工事請負契約書第19条の２の規定に基づきＶＥ提案書を提出いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 工事件名　：契約締結日： | 連絡者氏　名：ＴＥＬ：ＦＡＸ： |
| ＶＥ提案の概要 |  |
| 注）記入欄が不足する場合には、様式‐１の２として追記して下さい。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。 |
| 番号 | 項　目　内　容 | 概算低減額：千円 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 概　算　低　減　額　合　計 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 |  | 項目内容 |  |

|  |
| --- |
| （１）設計図書の定める内容と、ＶＥ提案の内容の対比 |
| 【現状】 | 【改善案】 |
| 略図等 | 略図等 |
| （２）提案理由 |
| （３）ＶＥ提案の実施方法（材料仕様、施工要領等を記入 |
| （４）品質保証の証明（品質保証書の添付等） |
| （その他） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 |  | 項目内容 |  |

ＶＥ提案による概算低減額及び算出根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 【現状】 | 【現状】 |
| 名　称 | 規格等 | 単位 | 数量 | 単価 | 金　額 | 名　称 | 規格等 | 単位 | 数量 | 単価 | 金　額 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 |  | 項目内容 |  |

|  |
| --- |
| （１）工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項 |
| （２）ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等） |